

門ヲ書
號 460
卷 189

蝦夷風俗彙纂後編卷九目次

○外事上

松前平角滿州へ文通せる事

滿州の官人蝦夷小名を與ふる事

山靼人蝦夷人を行事

山靼人赤人を殺す事

國後にて露西亞人を捕へし事

赤人國より松前へ書翰を送る事

露西亞人渡來の事

長崎奉行申渡書

松前奉行より諭書

松前鎮臺官人吟味役より諭書

甲比丹より差出請書

牧野備前守より諭書

松前志摩守へ達書

擇捉出張仙臺會津兩家人數一松前奉行よ

マ達の事

露西亚渡來の濫觴

露西亚の佛を倒せ事

露西亚人渡來年譜

新知島を露人竊ふ服從せしむる事

唐太島處置評議の事

タライカ土人取糺の事

蝦夷風俗彙纂後編卷九目次終

大島武宣著の事

蝦夷風俗彙纂後編卷九

ち歎き事ひ。異國へ内壁丁々某殊々改む事
地東方アリア。蘇州官人曰文鮮。才大きき事甚う。附
特大○外事

○松前平角満州へ文通をる事

山靼人ハ内小カリシヤといふ者あり。元も蝦夷人な
れば。通詞を用ひぞ。又談話も出來し故。度々カリシヤ
を招き寄せて。満州ハ風土を尋問しける。或時カリシ
ヤ。満州ハ当を持來り。是を松前平角より注文よて。満
州の婦人は縫せたるものなりとて。当の鼻先を鳳凰

の形小作り。五色糸糸よて。皆一圓小桐を縫付たり。又
松前平角より満州官人へ書翰を送りしを。持行て官
人へ渡し。返事を待内。最早時候もお久しきたるふより。
此度も返書を取らばして渡り来り。明年も返書を取
持越べし。此よしを松前平角より申傳呉きよといひけ
る。小林源之助小林周助も今も御普請役傍と云ふありて是伐さくき了。
仰天して云けるハ。いのま鳴國なれバとて。松前家來
比身分シムブンやして。満州官人へ文通したるを。不埒スルタツと謂べ
き様シマツもなき事なり。異國へ内通して。謀叛モウバンを巧む崩し
あるやも計りがたし。歸府カムフは上巨細シナヒメより申上ん事とせ

り。最上常矩厚岸乱申上

○満州の官人蝦夷小名を與ふる事

唐太ナヨロといふ所の酋長を。ヤエンコロアイノと
いふ。其親をヨウチウテイとて。山靼ヤマタへ行。満州の官人
より。揚忠貞と名を賜ふ。并墨跡を授かりたり。今小秘
して有ける。滿字マニにて認め朱印三所ふたり。印比大さ
貳寸五分程。官隆六拾幅都統之印と。篆字マニ彫たり。此
官人より。唐太嶋の產物。水獺皮狐皮類取集め。山靼人
へ交易して。忠貞を盡つくべしと申付らき。山靼人共。是
より彌自國の如シマツ思へり。然る小松前ハその書だふ。

北倭志ハ中小。揚忠貞ハ自画の地圖アマ。山韁ハの東北アマ。六嶋アマ。イチヤ。ホツトレス。ムクタルルハ。アトノス。チヤトシリアマ。ありと記せり。顧ふよ我領分ハ民。異國ハ小服從志アマ。忍ハをも知らず。珍らしげアマ。記載ハしたるアマ。口惜しき事れり。同上

○山韁人蝦夷人ハ買行事

寛政四年。御用ハとして唐太嶋ハ渡ス。白主ハといふ處アマ。山韁人ハども來り。小船壹艘ハ七人乗りアマ。頭役の名アマ。フヤシユアマ。滿州の官人ハより。山韁の酋長ハ許されたるものアマ。錦青玉ハ類アマを携ハへ來て。蝦夷共ハ貸

賣し金高嵩アマたる上アマ。代ハとして蝦夷人ハ山韁國ハ連行スなり。右舟中小ハも壹人ハ。元来ナイボ村のイコイベアマといふ蝦夷アマなり。四ヶ年前古借の代ハ小。山韁ハ取らきたるものアマ。又白主出船スして。クシユンコタンナイアマといふ處ハへ着たるアマ。山韁人ハ小船乘來り。其内力リシヤアマといふそのアマ。元宗谷ハ生き小て。唐太嶋ハ渡ス。是も借金ハ代スり。山韁ハ捕スきたるアマ。クシユンナアマより山韁ハ渡ス。ノテイデアマといふ所まで百里余の間。蝦夷住居ハ貳三ヶ所ハみ小て。其外皆山韁ハ借金ハ代ス。小連行スけり。人家絶たる所アマ。初

て此事を聞て。皆落涙したり。蝦夷錦ハ美なる物なれども。紙入小製し。青玉と風鎮ふしながむるを顧きバ。蝦夷の身を異國へ賣たる代金なり。實小誠の愧なり。山靼へとらきし蝦夷の女房や子供を。錦青玉を親比身よ。夫と比敵よと歎き哀めども。借金哉せ免らき。返るべきようもなければ。據なく一生の別きをして。異國へ捕えられし小殘りたる妻子も。草は根を掘りて喰ひ。憂きつらき命をなぶらへても。生てかひなき風情なり。是皆松前より催促し。錦青玉を買上るゆゑなり。如此不仁なる事也。數十年來知らず小置たるほど。

不埒とも云べきやうなき事なり。其上錦青玉は類ひを。國産はやう小云觸らし。諸藩へ進物小あしたるハ。國產小をのらぞして。此上もなき惡産なり。滿州の官人ども。日本人の油斷なる事を。嘗て笑し事ならん。何卒數万両比金を捨てなりとも。是迄捕らきたる蝦夷を。取返さぬほしきことなり。扱山靼へ連行い。ふせんと尋る。滿州は地よ。シイマシ、ウヒ。フマ、ウヒ。アリ。シイマシ、ウヘ行たる者也。再度山靼人小逢ふ事もアリ。シイマシ、ウヘ行たる者ハ。再度逢事なしといふ。滿州の地を廣し。山靼は地をマンコと云大河比端

ふて。チクラレジヤレハ三郷有。右ブヤレコユモ。キウ
カシンタといふ役人なり。唐太嶋へ毎年一回づ。二
十ヶ年來徃返をるものなり。山蘿比役名も。バウダカ
シタシチセミウツセトムヤ比五級小て。皆村里の人
を進むる小て。日本比庄屋とも謂べきものあり。同上

○山蘿人赤人を殺を事

唐太クシユンナイといふ所小着。川比北小野宿小屋
を掛け居る小。川比西よも。山蘿人ども。同じく野宿
小屋を掛け居たり。然る處小蝦夷人告来るも。又チ
ヤクルミ壹人来りて。鎗銃炮を持居たりといふ。何も

のとも分らば。をハ何事ならんと驚く者もあり。様子
を窺ひ見きバ赤人なり。川の西は山蘿人ども。皆野宿
小屋を取己ぼち。舟よ乗りて逃たり。其故を尋る小。キ
トウシといふ處小。赤人ども五人モしご。山蘿人ど
も小殺害よ阿ひ。今も只イワノといふもの壹人残り
たり。是によつて恨を果さんと此所モ來りたり。五人
何りし故を尋る小。寛政元酉年モ當り。赤人船壹艘。唐
太嶋比東海ウヨロといふ所モ漂着して。船モ打毀
したり。此時蝦夷人濱邊小て箱モ拾ひ。是伐見きバ蓋
もなく。鍼の筋モねを打付シる故。打碎て見きバ白銅

作り人形貳ツあり。赤人ども是城見て大は怒り。船靈を盗みたる上を。蝦夷人を殺んとて。銃砲をやり向ひける故小。蝦夷壹人進い出て手を合て詫けをば。赤人得心し聞濟たり。其後赤人ども女蝦夷へ淫事申掛。防も届りぞして。蝦夷人立腹し。赤人を討果さんと云騒ぎたり。此時最初赤人へ手城合詫たる蝦夷人。裁判して差留ける。元は恩報も有る故。蝦夷人早速鎮り。是より赤人ども蝦夷人と和交して徘徊を。その後山を越え。キトウシふ來りて。五人滯留をる小。蝦夷人へ對しても。深く黙諾して。山靼人とも争鬭し。壹人残りた

るなり。いづき様子城尋んと呼出しけるよ。歸國いたし度故。是より擇捉嶋は方へ送り給をきのしと願出けれども。此所ハ松前家來辻宗右衛門。勤番として詰合たるなきべ。其趣宗右衛門へ申送りし小。宗右衛門其赤人を山靼へ引渡しければ。終か山靼人小殺されたり。最上常矩厚岸乱申上

○國後にて露西亞人を捕へし事

七月二日。俘囚箱館小着し入牢せしむ。

文化八年七月或書狀

此度。奥蝦夷地國後へ。露西亞船渡來及亂妨候處。南部

家此節も十分手當被行届候様子にて。既上陸の八人を捕へ。當二日當所へ按まるよ箱館をさを送來り揚屋入被仰付候。勿論道中腰繩スルて。南部家より三拾人程の警固小て。當所着比節も揚屋番所武器飾又附ハ不及申。番所脇へ三拾間程幕打廻し。弓鎗砲比類と相見え。物頭位比侍五人。何きも猩々緋白黃羅紗杯の陣羽織。其外一躰美々敷粧ひなり。次ヨ弓組五人。鎗砲組拾久筒五人。五久筒三拾人。何きも切火繩スルて。それくよ嚴重なる備立。露西亞人も恐怖は体ヨ見え申候。

但道中休泊所より。壹人前酒壹合宛呑せ。泊所ヨ

てモ卧具等比類を以。腰掛様のモ比を補理與へ候よし。尤道中筋山駕籠のせ折々歩行いたさせ候得べ。次第ヨ道中馴き草鞋かけよても歩行いたし候よし。通航一覽

○赤人國より松前へ書翰を送る事

寛政八辰年。赤人國より。松前領主へ書翰スル送るにて。得撫嶋小持來り。此時厚岸酋長イコトイ。女蝦夷バツコ并ヨ根室酋長シヨンマイノ等。得撫嶋へ行けき。其書翰請取て歸スル来る。シヨンマアイノより。厚岸詰合比松前家來へ差出。封をひらきて是を見れば。日

本人は書たる物と。赤人は書たるものあり。等閑のなりがとき事ありて。元の如くよ封じ。赤人の方へ返したりとぞ。窃小蝦夷人共ふ尋るよ。

何ネフ 依ユクシ 我越有矣アグラム 倭人ヤム 互ウト 有事跡ルエ 也タバ 唯ヘル 可恐マレト
對話ワコハ 是在之イワ、といふより。委敷事ハ分らぞ。同年比秋厚岸よて。松前家来松浦菊右衛門。櫻庭東淵村彌太郎等詰合けれバ。以前詰合の名面を尋る小。卯年巳年をバ申嘶し。辰年の詰合を知きざる旨答けり。是成以て考ふる小。何のち秘して云ざるも。後ふ

響くべき事もあらん。扱亦近來東察加邊小。日本船漂流して。赤人ども日本人を。蝦夷地へ送らんと風聞も申來り。疑らくち此事小就て書翰来るや。若し其事ならバ等閑ならざるなり。此末擇捉嶋までも開國となりて。猶々東察加邊へ流るゝ舟泊るべし。其漂流人を請取ぬ事ならば。東察加邊よ。日本人の村落も出来て。是赤人やもよ力を添へる基本ある。若赤人ども訛言し。日本を難民は御救ひなき杯と欺きて。漂流人ハ嶋々の蝦夷へ聞えて。御威光戎薄くをるやうよも當らん。扱又赤人ども。武威を以て退け。絶交

をしたき事なきども。心小任せぬ事何るなり。日本人
ごも東察加邊へ漂流をる。是已事を得ざるべし。殊小
擇捉嶋北先。新知ウセシリホロモシリ。其外二十島餘
東察加迄ハ。元来蝦夷ども若し通信を斷つ時を。蝦夷
親屬比道哉絶つ。是義ふ當らぞ。又異國となり。他人と
ある上を。往々ハ争鬭をる事も何らんを。必然なり。然
らば敬して遠ざくるの法を用ひ。禮義正敷儉約を專
らよして。武備ふを心哉留めず。只蝦夷ふ慈愛を加ふ
るを本となさバ。是則城郭より嚴しく。赤人ども取つ
く所もあく。自ら退く事とならん。是ふ過たる万全け

計之事あるべのらば。且又赤人ふ取きたる嶋も終小
き取返したき事なり。年を積て計らひ安き事なるべ
し。最上常矩厚岡乱申上

○露西亞人渡來の事

露西亞人比事を。蝦夷言をフレレシヤムと云。フレレ
キシヤムも人の事なり。故小松前人もこれを稱
して赤人又赤夷と云。是ハ往歲露西亞人初て蝦夷地
へ渡來せし時。これ猩々緋の服を着せり。因て土人之
をフレレシヤムと云とぞ。然れど赤人の蝦夷地小來
る事記載なきど。其初を知きぞ。

東蝦夷地も古来ハ厚岸まで舟往来し。夷人交易せり。そきより前路通舟なかりしよ。四五十年前根室を開き。三四十年前より國後嶋を開く。故小奥地より至りてハ。本邦の往来なく。亦夷人も往来稀あれバ。委しき事ハ知りづとし。

今蝦夷比語る所と。松前人の傳ふる所とを採録して。其事由を見るの一助と云。

一説小寛永年間。赤人初て厚岸より三十人許り渡來をと云。疑ふべし。守重按小。元文四年奥州邊房州筋海上より異國舟見え。瀬内比もの銀錢を得あり。長崎西亞の卷小見ゆ。

三四十年前。得撫嶋よりて。擇捉嶋比蝦夷人。及新知より前路嶋々夷人一同力を合せ。赤人と争鬭。何りければ。赤人共討負けどり。擇捉嶋新知前路諸嶋の蝦夷。各其在所比嶋々へ歸ければ。赤人俄より襲来て。盡く新知諸嶋より討勝とり。それより以来。新知前路比蝦夷残らば。赤人のウタレとある。然れ共ウタレと成しまで

みて。其風俗ハ蝦夷なりしが。近頃ハ全く赤人同様の俗となれり。二十年前以来赤人より。新知前路の蝦夷人へ教へて。髪を結えしめ。銃炮玉薬を與へ。着類まで盡く赤人比風俗となき。安永初年臘虎嶋へ赤人六十人餘渡来。三ヶ所よ小屋を掛け。其小屋ハ長十四五間。高五六尺。土手を築き。上ふ桁と揚げ。中よ柱四五本立て。棟木を渡し。草を以て家根を葺き壁を塗り砂をかけ。小屋の内へ床を作り。出入の口ハ三ヶ所を。土手四尺ほど大切開き。板戸を作り。窓ハ二三ヶ所よ明け住居を。それより日々海上へ差網をして。朝夕小舟

を以て掛け試み。網小入る臘虎ハちめ殺して。又網を張るなり。赤人云。得撫ハ露西亞國王乃嶋なきバ。捕る所の臘虎ハ残らば。露西亞國王小出をべし。他よ鬻くべからばと。擇捉乙名ハツバアイ又云。此地ハ古來カムイトノの嶋なき。臘虎ハ役人へ出をなり。汝等此頃初て渡来氣隨なぞとて争鬭し。双方手負死人少からば。其後いのなる故ウ和談して。安永七年赤人初てノツカマフへ渡来せしとた。國後嶋の酋長ツキノエ案内せり。赤人云。國の名をオロシイヤと云。城下北名をムスクワと云。濱北名をカムサスカと云。湊の名

をオホツコイと云。安永二三年一説より九年の頃。得撫嶋にて赤人と蝦夷人と争鬭せし起りハ。夷人の寶とする太刀類を古木の穴より隠し置くる。赤人其木を伐取り。太刀等を見出し奪ひ取たり。夷人ハ償を取べきとて言つのり。双方争論より及び。兩三年も取合。双方横死した者もありけり。安永七成年六月九日。蝦夷地根室字ノツカマフ。蝦夷舟の如き異舟二艘。擇捉嶋の夷人乗組。薄暮より渡來し。湊近所不至て銃炮を打。蝦夷人とも驚き騒ぎけり。程あく擇捉の夷人上陸。全く争鬭れ事よりあらば。赤人とも日本人より對面したき

より渡來せるよし哉云。それより赤人とも上陸し。濱邊へ假小屋を掛け。扱赤人の通詞ふて。新知嶋の夷人の云けるハ。蝦夷地より日本人詰合よし。兼て承り及小よりて。對面の事願ふ所ありとあつて夜小及ぶ。松前吏人上乗役新井某。目付工藤某通詞林右衛門。異國人より對面。夜分如何ゆゑ。翌朝逢べきなりと答ふ。赤人再三願ひけるハ。日本人此所より詰合ふよし承及ふ。よりて遠海渡來不案内なる當所へ来りし上り。夜中なりとも對面なれば安心せば。是非對面を願ふ由。強て祈るふ依て。運上屋へ呼寄せ對面せり。則假小屋へ

歸。其夜鍊炮用意の赤人四五人。其傍ふ夜番せるゆゑ。吏人より蝦夷人へ理不盡なる事せざるやう小令して。赤人へ安堵して休息をばしと云送りけきべ。番人ハ引取けふ。翌十日新知の通詞夷人を以て。赤人云ける。日本比產物と交易を望ム。少々仕入の荷物手本持來り。交易の事殊少願ふ所なりと云。吏人云。異國人交易之事。松前の指揮なくてきならざる事あり。今年ハ歸國ぞべし。明年夏小至り。擇捉嶋小て有無の返答をばしとて。早々歸帆せるやう小云やりければ。十二日ノツカマフ出帆歸嶋せり。その時赤人より。

松前領主へ音物書簡を送きり。其書簡音物ハ上乗役松前へ持歸れり。翌八年夏。赤人へ去年の返答をべしとて。松前より異國人應對比吏を出しける小順風をくして延着せり。赤人ハ擇捉嶋小て待居とりけるが。默止兼國後嶋まで渡来は慶。何たる沙汰もなれみよ。又ノツカマフ迨渡來待居けるが。一切ふ沙汰あかりけきバ。待兼けるよや漸く小近より。厚岸のうちチクシコイまで渡來せり。松前吏人ハ。四月廿九日松前出帆。南部佐井湊より入津。順風あくして八月四日まで滯舟。同七日初て厚岸着船の慶。赤人とも待兼て漸

く押詰来るよし聞。チクシコイ込出張し。赤人へ對面せし。日本產物と交易を願ふよしなり。則吏人より赤人へ諭しけるハ異國交易比所ハ長崎一所小限り。其他ハ國法制禁なる小よつて。何等願ひ何るとも叶ふべうらば。以來渡海無用なりと云聞うせ。且舟中用意飯料として。米拾五俵酒煙草煙管等差遣を。赤人より返礼として。上乗三人へ砂糖三包。目付二人へ二包相贈り。赤人ハ直小歸舟せり。邊要分界圖考

天明丙午年四月。赤人舟渡り來りて。松前の西北小當り。江良町村より二三里沖よ碇泊せり。帆柱三本小帆

數多吹流等も見て。土人不思議小思ひ。異國舟と評議せりと云。此内海の面ハ山丹國なり。故小或ハ山丹船とも評せり。朝鮮國の東ハ日本の蝦夷國等あり。因て古今の漂流舟も如斯物かし。松前小てハ唐舟番もなけれど。誰有て松前小訴ふ者をなし。ほどなく此處を出帆して。西北の當り内小卷村の二三里沖よ碇泊毛。土人漁船小乗り彼舟近く漕寄せ見れば。彼舟より異國人出て手招きせり。故尔側近くより見きバ。異國人小紛きなし。其語通ぜされば。氣味悪しとて近寄らば。赤人ハ頻り小招き。土人ハいやくとかぶりをぬり。既

よ歸らんとをきバ。フラスコよ酒一陶麵包一包を。竿の先よ掛て。蝦夷人よ與へより。夫より此處を出帆して。西北の方へ驅行ありと云。西蝦夷地宗谷の運上小屋小居合せある。松前人此舶を見掛くるふ。西を指て航海し。其後ハ行方志をぞと云り。宗谷ハ松前所有地西北の端よて。唐太島へ渡海の口なり。赤人舟松前所有嶋地方周囲を。見分したるうと思ハるなり。是日本國の不用心ふも相成りとぞ思ハる。東蝦夷二十一嶋より。遍く露西亞國の風俗制度等を示して。島名を改め。器賊布帛を送り。撫育教導して土人をなづけ。剰

ヘ松前所有島唐太嶋をも共小。二十一嶋の通り小せむと。圖りての事なるべし。蝦夷草紙

今日文化元年九月十日御當地神嶋へ碇を入候露西亞船。國王より使節の役人レサノツト。舟頭クルウセンヌテル申出候趣。左小奉申上候。

一露西亞船壹艘。曆數一千八百三年八月十一日。享和六年六月廿四日同所出舟仕。テ一ネマルコの内。コツペンハーダカナリヤ島。并南アメリカ州の内。フラシリヤ國。より南海を周り。曆數一千八百四年九月三日。子當七月廿九日カムシカツテカ小至り。同九月十日。當八月七日

同所出舟仕。今日适三十日を經。海上無別條着岸

仕候。右壹艘の外。御當地渡來の船無御座候。

今般使節の役人渡來仕候儀ハ。露西亞國王より江府への呈書。并御奉行所へ右寫書。持越候段申出候付。右書翰を沖御出役御檢使へ。差出候様申付候處。本書江府表へ使節の者持參差上。寫書ハ御奉行所へ罷出直小差上候様。國王より命を受候小付。何分他の御方へハ。附屬難仕候段申出候。依之右呈書の大意相尋候處。先年於蝦夷信牌を給ハリ候御禮申上候ゑめ。今般御使節捧獻貢。江府拜禮相勤。以

來御當國へ自國の信儀を結。且交易の儀小付てハ。心願の筋も御座候。

本船乗組人員八十五人。内八十一人露西亞人。四人ハ日本人。外小乗組のもの無御座候。右日本人の儀ハ。十二年以前。露西亞國へ漂流仕候ニ付。當時速渡申候。

右の段。露西亞船首長の者共申出候。

甲比丹ヘンテレキトウフ

右の趣。甲比丹より承り候ニ付。和解仕差上申候以上。子九月七日 通詞目付三島五郎助

外八名

恭敬而大日本國王は殿下よ。露西亞國王より進呈
をる書小載る所ハ。貴國御代々幾久敷御代御繁榮謹
て祝賀仕候。次ニ我祖國土を治しより。國王殿へラト
ルを第一の女王。カタルイチを第二と。此二代より至
り我國を創業し。其末阿蘭陀國。佛良西國。英吉利國。伊
太利國。班牙國。獨乙國。其外國々戦争差發候得共。我國
の計ひを以。國々相鎮め。諸邦より義を仰らん。歐羅巴
比諸州太平よ。およがし候。然る小貴國の儀ハ。本邦よ

りハ懸隔たりといふとも。属國の地方小不遠。是迄信
を通し候儀無御座候へ共。向後の儀ハ格別小信義を
結び申度希望奉存候。從昔年貴國御仁德の儀ハ。女王
カタルイナ義。兼而承諾罷在候處。不計も先年貴國の
船難風よ逢ひ。我國へ漂流仕候ニ付。其人々貴國へ歸
朝せしめん。十二年以前自國より舟を仕出し連
渡候。其節の役方の者共。格別手厚御取扱被仰付。其上
我國の船再び貴國よ乗渡よ於てハ。長崎の津よ至る
べき信牌を下し給ハリ。感謝無量の次第ニ御座候。右
礼謝のあめ。今般使節を以。江府拜礼爲仕。以來貴國の

信義欣服之。尚交易之道を開き申度心願ふ候。依之日本國王膝下。拜禮と相願候ニ付てハ其身柄を撰ミ。我心服の臣カアムルヘエル官名ニコラアレナノツトと申者令渡海候。素より貴國之御作法不案内ニ付。何卒御國法をも御示ニ預り度奉存候。

一先年難風小逢ひ。我國へ漂流せし貴國の人撫育仕置。此節連渡候。

一積年御當國を慕ひ信義を結び度。兼而念願奉存此一書を呈し。向後何事小よらぞ御用筋承り度奉存候。前件の次第宜被聽召。心願の通り交易相遂尔

於てハ。我属の内カデヤツク。北アメリカアレウテキユス。カムシカツテカ。北シユレンス。カムシカ。在諸島々より乗渡らせ。船數の儀ハ一艘。ふかざらビ。其數御差圖ふ任せ。長崎の津其外の地つも。御指揮次第渡来仕らせ可申候。若又向後貴國の人々。我國の浦々。漂流をといふども。聊無差支令入津。扶持致し候様。兼々津々浦々ふ至る迄命を下し置候。其人々御當國何國の津へ連渡可申哉。商法等ふ付てハ。心願の趣使節のものニコラアレサノツトへ。具ニ申含置候間。貴國重臣の御方々。御尋の次第御

座候り。右使節の者へ御沙汰被仰下度奉存候。

謹貢

一時計仕込候象作り物

一大鏡

一象牙細工物

一臘席皮

一鍊炮大小色々

右ハ微儀の至ニ候得共。自國の產物よりせ貢上仕候。御照納被下候小於てハ。欣幸至極奉存候。其外國產奇品等。猶可備上覽奉存候。

天府ベートルヘルケよ於て。即位三年六月三十日。

露西亞國王アレキサントル判

國老オロンソフ

右露西亞國王より捧候書翰の主意。當節來朝仕候。使節の役。レサノツト申口承り候趣。和解仕差上申候。

通詞目付

連印

通詞

露西亞國船首長の者申出の趣。并國王書翰の主意等の和解。長崎奉行所より江戸へ注進有之。付。當正月御目付遠山金四郎。御用被仰付長崎へ

相越。同三月奉行所へレサノツトを召出て。肥田
豊後守成瀬因幡守遠山金四郎立合。列座小て申
渡如左

我國昔より海外小通問をる諸國少くらばといへど
も事便宜小向らざる故よ。嚴禁を設て我國の商賈。外
國へ往く事をとゞめ。外國より来る事を許さば。強て
来る海舶ありといへども。固く退ていまじ。只唐山朝
鮮及び紅毛比往来をる事ハ。互市比利を必とするよ
うらば。受来る事の久敷素より其謂のるを以てあり。
其國の如きハ。昔より未嘗て信を通ぜし事あし。とか

らざるよ。前年我國漂舶比民をいざあひ。松前よ來り
て通商を請ひ。今又長崎よ至り好ミを通じ。交易を開
のんよしとせかる。既よ其事再び小及びて。深く我國
小望む心あるの切あるを知きり。然りといへども。望
請ふ所の通信通商の事。重てこよ議をべうらざ
るものなり。我國海外の諸國と。通問せざる事既小久
し。隣誼を外國よ修そる事を。あらざるよらば。其風
土異よして事情よたけるも。懽心を結ぶよ足らば。徒
小行李を煩らハさん故を以て絶て通ぜば。是我國歴
世封疆を守法なり。争てう其國一介、比故を以て。朝廷

歴世の法を變じべけんや。礼を往來を尚ふ。今其國の
禮物を受て。答。ぞんば礼をあらざるの國とならん。答。
んとそれば。海外萬里何きの國々然るべからざらん。
相容ざるの勝けるふ志のべ。互市純如きも。其國は有
所を以て。我なた所小易ふ。各其利ある小似たりとい
へとも。通じて是戎論きべ。海外無價の物を得て。我國有用
の貨を失ハム。要するよ國計の善あるものよ何らば。
况や又輕漂比民。奸猾の商物を競ひ。價を何らそひ。唯
利を謀て。やくもそれば。風を壞り俗を乱る。我民を養
ふ。害有て深くとらざる處なり。互市交易の事あく

て。只信を通じ新よ好いを結ぶ。素より又我國比禁ひ
るやうかなしがをし。爰戎以て通せる事をやるさば。
朝廷の意此の如し。再び来る事を費む事なうき。

○長崎奉行申渡書

先年松前へ來りし節。都て通信通商ハ。成難き事をも
一通り申諭し。國書と唱ふるもの。我國の仮字よ似た
る書も解しかゝれど間持來戎許さば。第一松前之地を。
異國の事を官府へ申し所よ何らぞ。若此上其國よ殘
りし漂流人を連来る。或そまと願旨などありとも。
松前にてハ決して事通せざる間。右の旨長崎も。異國

の事より預る地なる故より議をる事も有べしとて。長崎
より至る爲の信牌を所へしなり。然るを今又國王より
書を持來る事を。松前より於て申諭した旨。辨へがと
き小やからん。是偏よ域を異よし。風土比等しからぬ
故より通じがことあり。此度改て政府の旨をうけて。
申諭を事件の如し。特よ船中薪の料をあとふ。然る
上を我國より近ぢ嶋なりとも決して舟繫りをべから
ば。早く地方放き速く歸帆をべし。

右兩條於長崎奉行所申渡有之。丑三月十九日彼津出
船。廿日直より冲へ出帆。廿一日帆影見隱。依之成瀬因幡

守遠山金四郎小も。彼地出立有之。同五月江戸着小て
事濟畢。魯西亞來舶記

○松前奉行より諭書露文字を以て露語又綴
り再ひ日本語又譯を日本國。露西亞國とい。昔より仇かても怨ふてもゐる
事なし。其國北船蝦夷が嶋より。乱妨せしよりて。此方より
も守備北兵を置き。國後小於て其方北同伴を捕へ。
吟味をる小及で。彼等先より乱妨せし。其國政家の志
る所よりらばして。海賊の仕業なりといふ。然りとい
へども猶不信あり。唯今其國の官家より。此明辨を送
り其證を明よ。依て初て我を欺くざる事をあり。始

て我が疑念を散し。今其方の人々を返し。此後双方より絶て恨を残さば。異國と新よ通信。并互市戦始むる事。我國の掟を以て許さば。此事ハ長崎ふ於て。其時の使節来りし時。其詳なる事を諭せり。日本地方近くハ論なく。蝦夷諸島ふても。若異國比舟近づ所ふ来る時を。則銃丸を以て打拂ふ事。是我管理地の嚴制よして。毎も變革をる事なし。依て後來今比事を以て他事小託し。通信の欲情戻以て。推して来る時々。不幸よして。害よいたらん。是小依て後來のため是を諭を。

文化十年九月廿六日立本文同上

大日本管理松前之鎮臺

章印

本紙小押を所の印章。サタカツと云詞戻以て。此人の本名よして。服部ハ此人の姓あり。備後守ハ身分格式の稱号也。

譯

村上貞助

○松前鎮臺官人吟味役より諭書全上

一露西亞船。此二十二ヶ年前。松前より來り。此十一ヶ年前。長崎より來る。其時詳より我國法戒諭をといへども。然も其方よりハ辯へざる事と察せり。其故ハ言語及文字總て相通せざればなり。然るよ今其方の人を捕へ留たる小依て。自然小我事比詳戒諭易し。若露西亞より歸らバ。明より我鎮臺より比諭書を以て。其方比地方。カムチヤツカ。オホツカ。并他の官人より日本之法を承諾させ。此後其方より此上の誤り無之様相諭をべし。

一我國中比重禁。吉利支丹の教法小より。依て長崎の

外。若歐羅巴の船を見る時ハ。上陸を許さばして是を打拂ふ。あくも露西亞船れどよりらば。然るよ今年國後よりて。是戒あさぐ。アハ。應接をべき謂れ。阿るを以てなり。又今爰より来るハ。待所の船なるを以て。放煩をる事戒禁ぞ。若此後無約よりて來らば。則何處よりも直より是戒打拂ふべし。能此趣を辯じて。不幸より至るといへども。必び忍ざるべし。

一若歐邏巴より此方より來りし人。我國人より吉利支丹の法を教ふる者有る時ハ。則其者をかくさばして。重刑より處する事。是我が國法あり。然るよ今捕る所

の其方れ者。かゝる仕業をなさば。依て彼等を許して今歸國せしむ。此趣も亦能辨をべし。

一 此前去八年并去三年。露西亞船蝦夷島より來りし毎
よ。其方の領嶋ラソワ人を差越て。竊よ我領嶋を見
せし事。何り。此主意我方より速よあるといへども。
志うも無智のラソワ人。露西亞人の爲よ勤て来る
を憐り。依之兩度とも。無事小彼をかへしやきり。然
も此後若我ゲ此意を辨ぜば。彼再び来る時ハ。則必
是を捕へて。我ゲ法刑よ行ふべし。能旨を辨ふべし。
一 我國小於てハ。異國と交易をる事哉希ハ。然も我

國中用物不給与る事なし。長崎小於て交易哉なハ
ハ。古より我も約のる國の爲よ往來を許し。利益の
みの爲よららば。然る小往時より。其方比念慮を以
て。度々請願をるも。ハ。汝我國の俗習哉。其國小比
較せると見えモ。是大よ誤見るなり。依て此後宜
く。總て交易の意哉絶つべきなり。

文化七年九月

高橋三平

相木兵五郎

本紙小於てハ。兩官人俗習小依り。日用の題印を。

譯 村山貞助

上原熊次郎

○甲比丹より差出請書露の横文を譯を

松前鎮臺附。第一高貴の御役人両吟味役君へ。露西亞帝の甲比丹コロワイン。士官モウル并ハレフニコフより。君の覺書と名附らきとる書。我等拝見いたし。是伐合奉る爲め。謹て下參小呈し候。我國の舟此二十二ヶ年以前松前。并十一ヶ年以前長崎より來り。日本の高官より如何應接ありしや。予等詳々悉く是をあらば。然も相考候處。又君の如く我が言語を君よりきびして。君此文字言語を我々通せざるを以て。應接中誤り可

有之。且長崎ふ於てハ。和蘭陀國比者譯を欺。話い多し候事。曩小我ガ士官モウルグ呈書よ相認。我等も亦同様是を證し候事も有之。旁以両方より悉くハ辨せざふ事と奉存候。唯今異國の船。貴國中ニ來り候節の日本御法制。予等御明諭を以辯知いとし候小付。謹て君小感謝いたし候。若神明并君の大帝家大國王の恵を以て。予等露西亞よ罷歸候。思召の通。必我地方の官人よ諭し。猶又政家よ呈書いとべく候間。君ふも御承諾可被下。我愛人の國王恠ど御制法の趣。承知いたし候。悉く叢よ自國の舟々よ命じ。決して御法

制を破り申間敷候。

○君我等ふ被諭候ハ御國人ヘ吉利支丹比教法を教へざる代以て。則生國ふ差歸され候由。是ふ依て予等謹て愛人ハ御政家ハ奉感謝候。右様の大惠只我等のみならば。我親戚朋友も後來感覺可仕候。然るふ右教法よ於て相願候ハ露西亞みてハ他國ヘ罷越教法を以て外人を教る事無之儀申上度候。自國中露西亞人比内よ異俗の國人有之。例ヘバ韃靼人。バンキル人。カウメキ人。及其外とも。是等ハ吉利支丹の宗徒ハ無之。彼等方の教法も別種ふ御座候。彼等ふい自分ハ寺刹。

并僧徒有之候得共。我政家是を許し。色々の神佛を拜し。是代尊信いとし候事も。自身の心より候。是證據小御座候ニ付相認之候。

○猶亦露西亞船此八年以前。并三年以前。毛夷島ヘ罷越候。前年ラソウ人をして御領嶋小差越。ひそかに御島城伺せ候由御諭有之。此儀よ付候て予等謹て申上儀有之候。夫毛夷島ふ来る露西亞船。各其意異にして。それなも處の形狀よ。又懸隔いとし候。初めの船ハ商賈れものよ有之。乱妨の意を以て罷越。唯我政家不知のみならば。その船主も存不申。其仕業ハ盜賊の形狀

小御座候。然る小其頃の船ハ。ジアナビ儀官家此もの
小て。扶助を請ふてそぞ價を贖ふる代願ひ候處。御答
ハ不受得。進退相迫り。日本の御法制御習俗ハ存不申。
旁無據入用の品少許を取候共。日本御役人の御損失
小相成候程の事ハ。悉く代料を以相贖候半と存罷在
候。然る所日本の御方々小も。歐邏巴の風俗。并ニ應接
の法御存無之候故。初船の仕業を以我等罷越候も。同
様此儀ふ被思召。我等も御免許無之事。御尤の儀ふ御
座候得共。乍然唯今爰ふ申上候通。船の間懸隔いあし
候儀ハ。此申上の三通御承知可_レ被下候。扱ラソワ人の

儀ハ。我政家の申付を以て。御島へ罷越候ハ決して無
之。并葛莫西亞都加の官家も。彼等所爲よ於てハ存不
申。是我等恥と承知罷在事の御座候。猶彼等葛亞都蛤
の役人共と相隠し。自分身上の利の爲ふいたし候儀
ハ。當所ふて予等同居いこし候。クリ、ツケ人アレキ
セイ自身承知罷在候。君の覺書。以来ラソワ人への御
取扱方。至て適然此儀ニ御座候。右より付予等謹て君小
感謝いたし候。予等罷歸り候後。彼等仕業の儀ハ。政府
へも可申聞候。我等按ぞるふ葛莫西亞都蛤役人ども。
彼等此後右様の儀不得仕様嚴制いたし。露西亞全國

境界の如く。役人の免許無之候得バ。妄よ他國中小出
行不相成。制法の通可取計事小御座候。

交易の儀よ於て。我等謹て可申上儀有之候。露西亞許
多の國々と。交易の約束有之といへども。然も何きの
國人ふても。予が政家暴凌の形狀を以て。交易伐強ひ
不申。唯双方より相好。双方は勝手よ相成候故の儀ニ
御座候。右よて日本御政家。新よ異國と交易する
事を不被爲儀ニ候リ。我政家曾て強願いさし候よ
ハ無之候。葛莫西亞都蛤。并オホツカの諸國の露西亞
領たるものとも。既よ百年を過ぎ。其節總て日本交易ハ

無之候得ども。存在いたし候得バ。此後交易無之とも。
立行可申事ニ御坐候。右の通よ御座候得ハ。日本の御
政家よも御承知可被下。我等自國小罷歸り候リ。此
覺書中。并高貴松前鎮臺より此諭書を以て。御法制小
逆し。時々君を劫し。交易を願ひ候事無之様可致候。并
此諭書よ依て。我等彼高擢君。及君へ至多比恩恵を感
謝奉り候。

ワシリイ ゴロウイン

千八百十三年九月日 フエドロ

アンテレイ ハレフニコフ

右反譯仕候上。在留露西亞人共へ爲讀聞候處。相違無之候小付奉差上候。以上。

村上貞助

上原熊次郎

○牧野備前守より諭書

一 我國と其國との境。又がひよ音信或通ぞる所を立たれとの事なれ共。前々も申聞をる通り。差許し難き國法なり。我國のそれハ擇捉を限り。其國の人ハ新知を限り少して。其間の嶋々へ人家を設ざるべし。志ある時ハたゞひよ出逢事もなく。双方無

事ならん。若其國より擇捉造来る事。たらば。已事を得べ此方は國法通り。嚴敷計ふべし。

一 去年箱館出帆の時。残し置たる文体さてハ。其國より申越たる事共詳ふ答へば。我國の制度計り申諭せし故。其國へ持歸りて見せし時。必定此方へ此申方。明白ならぬ小なるべきのを疑ふと見えたり。其國の役人申處。我國は法度小障る故。一々答小及むざふなり。其年渡来せし船中の者共。我國へ對し少しも無礼不法もなれ。譯を留置しもの共を。残らば歸たる小て知ふべし。境を定應接せ處を建る事ハ。

我國法より許さぬなれば。渡來丸者の取計により
こふ事よりハなし。此譯丸能々心得歸りて。其國北
役人小申聞をべし。

文化十一戌年正月二日

又

漂流人受取渡しの儀。得撫ハ空嶋より付。双方より右嶋
まで差遣候て。當人難儀可致段。一應尤の筋小有之
候得バ。たとへ新知ラソワ人をりとも。擇捉まで相越
候儀ハ。決して寄付申間敷筋小候間。矢張得撫島造差
送候様申聞せ可然候。此所斷然と無之て。隔絶の趣

意難立候。尤空島へ放し遣し候事ハ。無理成様候へ
ども。船を仕立食物等相應よ取入與へ候リ。何様よ
もい多し立歸候儀可相成候。勿論此方より北漂民ハ
不及差歸旨。申渡候程の事小候間。右北通り離嶋より送
り越候儀難成候リ。歸るふ不及候。此方漂流のもの
ハ。得撫島へ向け船を突放し候段。申聞せ可然事。

文化十一戌年正月廿九日

守書取

彼國より申越候。接境を定應對仕度由ハ。則通信通商

小相當り難成段申迄も無之候。國境立候儀此方ハ擇捉戦限リ彼國ハ新知と心得其間有之嶋々へハ双方より人家を差置間敷。若彼國より擇捉迄罷越候ノ。打拂候段可申遣候。

一出帆の節差出候書面の趣意にてハ長崎ふてレサノツト申立不宜候付。御取上無之と申様の筋小て不調法よ成候。此度も諭書の趣ハ彼國此書面拘ハラビ。此方の御制度をあり申述候故。彼國ヘ持歸候上。必定番人申方不行届候付。又候ケ様此次第と申様よ相成。咎と得可申哉と迷惑いとし候趣

相聞無餘儀筋とも可申哉よ付。何も支配吟味役心得をもつて。イルカフツカオホツカの書面の趣ハ。我國此法度小て一々難及答。依之奉行より返答ハ不致段譯申諭遣し。勿論此度罷越候船のもの。我國へ對し少も不調法の筋等無之。夫故捕置候ものどもハ返遣候接境應對の事ハ國法よて難差許上ハ。差越候との取計拘り不申事小候段戦才ホツカ役人迄可申遣候。

一漂流人受取渡の場所へ嶋々此内よ定置候方可然旨と申聞候得共。右ハ兼ての申諭よ齟齬いたし送越

方無之候り。不及差歸旨申聞可然儀ニ候。乍去嶋々引續候國柄小候得ハ。右程の事ハゆる免置候方却て以後北渡來を絶候筋とも可相成哉付。若當夏罷越候節。此方の漂流人送越候方の儀承り合候ワ。得撫島迄送歸候儀ハ。勝手次第の旨相答。彼方より不申聞候リ。此方より申越をふハ不及候。右の趣を申諭書ハ。程能く相認め差遣候之様可被取計候事。

文化十一戌年二月二日

○松前志摩守へ達書

東蝦夷地擇捉嶋の儀。以前其方領知の節ハ。通船等も無之由北處。御用地以来追々海路も乘開。於當時ハ外蝦夷地同様。夷人服從撫育も行届候事候。彼嶋よりハ島々相連り異國と相接し。既前の隣島得撫ヨリ。露西亚人居住も有之。御國境大切の場所柄よ候得ハ。是まで松前奉行取扱來候心得方篤と被承合産業撫育等。永く不等閑様一際入念。服從專一よ被心懸。取締方嚴重よ可被申付候。隨て北蝦夷地の儀も。異國程近の土地よ付。是又入念可被取計候。

一先年國後にて召捕候露西亚人も。酉年歸國申付

候節。彼國より地境等之儀ニ付申越候趣有之。右の答。翌年擇捉迄承りふ可參旨申置候付。擇捉を國境よ致し。露西亞人ハ新知を限り。其間の得撫ハ双方より不立入。若擇捉迄罷出候リ。無用捨打拂。漂流人送越候とも得撫迄送返候儀。被相定。その旨露西亚人へ可相諭筈の處。帆影見え候までよて其後渡來無之候。此上方一右の答承度由よて。擇捉へ渡來於有之ハ。其船を留置早速可被相同事ニ候得共。是迄の事情覺悟無之候てい。異國人とは應對不都合の儀も可有之候付。此旨申達候。猶委細の儀ハ。松前

奉行より可相達候條可被得其意候。畢竟彼國と通交の儀爲可被相絶。右の通取計候事候條。萬端可爲其心得候。

文政五年三月六日 得撫島の義書抜

○擇捉出張仙臺會津兩家人數へ松前奉行より達の事

一
此度蝦夷地在勤比輩末々迄。作法能神妙よいたし罷在。蝦夷共賴母敷存候様可心掛候。少も蝦夷の妨よならざる様可致旨可被申付候事。

一
砦も無之場所比事故。陣營の心得みて。居小屋補理

致し候り。土地を見計ひ要害を構へ。又ハ土居を築堀切いをし候儀も心次第よ可被申付候事。一枝木入用ふ候り。自分共支配せ者へ相斷。山林より伐出し可申候。居小屋廻り雜木繁り。要害妨小有之候り。伐透し又焼拂候共。是を相斷候上勝手次第可被致候事。

一異國船より仕向より。及對談條儀も可有之候間。其趣被相心得べく候事。

一異國人上陸比時。并應對比時の最初。筒先高く玉拂いたし候由よ候間。此義も心得罷在るべく候事。

一打拂候計より難行届候り。上陸爲致討果候義々勿論よ候。生捕多く候り。彌手柄可爲候事。

一異國船上よ罷在誘ひ候共。此方より船を出し。打掛候義を見合可申候。敵船打負漕去候共。是又みどリ小追駆申間敷候。

一唐太へハサンタン。並オツコ人罷越候間。露西亞と相違ひ手荒れ取扱不致候様。可心掛候事。

一擇捉の蝦夷も。年来露西亞屬嶋の蝦夷と出會候事も有之候間。露西亞着船比時自然内應の様子も有之哉。或も弓箭を以手向候事も有之候り。用捨な

く可打殺候事。

右の趣爲心得申達候。此外臨機の事ハ存寄次第。可被取計候事。

文化四年二月三十日

戸川筑前守
河尻肥後守
村垣淡路守
荒尾但馬守

通航一覽

○露西亞渡來の濫觴

徃年レサノフ使節を奉し来りしハ我邦を始めて親

ニを結び。交易の路を開かんと比事なモシ。其濫觴ハ我伊勢の國白子の光太夫磯吉らの漂着せし折柄。彼邦人よ語りて。我邦ハ第一の產物ハ米穀よ。年々夥しく實也。詮かとなく品川の海中へ沈め棄る由誇りしき。左所らバ棄べき物を。交易よ乞ふ比名目となさバ。彼よを無用の棄物。我よをあれを得バ。麦比如何日用也。ものよハ無之とも止百里地方又アメリカ小運送し。あれを食ひるを教へ導うバ。その地を蕃殖せしむるの一助ならん。且ハ其他比百物も漸々小交易を初て。おきを止百里地方比賑となさバ。益人民も

増加をべし。さて又止百里地方に開けざるハ。舟楫の便りしく。大川のモといへども。皆氷海より流れ注けバ。海より船を行ふ所なく。あれよりて日本と互市せ議ともせり。黒龍江ノスソニ地より於て一港を開くべし。而してバイカル湖

イリコツカの西小なり。長さ日本の里數小して三百二十里。北湖水幅八十五里をかり。其深き湖心よて試るよ三千尋の繩を下す小底。よとぐかぞと云り。至潔の水よして數十尋の底も細沙まで分明小視るを得といへり。

の北へ流きてアンガラ川となり。永海へ注げるを。南北方へ地を切闢きて。黒龍江へ注ヶバ。船路より開け。唐太北海口よりイリツカまで。舟楫の往来自由なるべし。左右易時ハ止百里地。數十倍の繁榮せる地とならん。其地形を熟察する小。バイカル湖より黒龍江の源頭へ近き。國中の囚人より命じて。あれを闢かしむる。其費も僅なる事にて。後來大益を得る比良策なり。されども黒龍江ハ清國の版圖中に入て。往昔ハ其の川の南まで併呑し。露西亞人行て住し。城までを築けり。此水中より真珠のあく採るより。韃

靼人と争ひ起り。康熙年中より黒龍將軍より命して。兵を遣たし。おれを伐しより。後の双方より和親とり結び。奥安嶺北一帶を以て。両國の界となし。界碑を立て。長く違約ならざる事とあれり。されば此度ハ新より使節を北京よりつりえし。此度日本と交易をとて結べる所付て。黒龍江ノスソより於て。一の港を開ける地をのらんと。聘を厚くし遣をせり。此使節と。レサノフは日本へ使を奉をふを。一時として双方へ遣さざれば。若清國と日本と申合。これを拒免。所事も有んと。レサノフハカナスタ港より開帆し。南アメリカの極南岬を免

ぐり。サンスエツ嶋よかゝ。それより葛摸止葛杜よ着し。又オホツカ港へ到り。おれをイリコツカへ告しむる。イリコツカよハ。兼てより北京へ遣をせ。所使節來り待居て。レサノフのオホツカ港より來り。オホツカより開帆の期を聞合せ。イリコツカを發し。北京へ赴きけり。志るるよりレサノフも長崎へまたりて。和親互市の義を願へども。議おれをゐるされど。空く本國へ歸帆せ。ふよ。北京へ遣せし使節も。數日北京より在て乞ける。北京よも。定て廟議行りしよ。北方止百里地。北蕃殖せ。ふを。他日一大邊害北基なきば。好まざる事

あるよ。況や黒龍江北ノスツ北地をも事ハ猶以失策たる決議アリ。去なから年来北邊無事なりし。露西亞ハ歓心を失へる事を慮り。その使節小重賂を與ヘ。程よくかきを辞してかへせり。あらるよ此使節ハ。本国ヨのへり不首尾となり。大よ貶せらましと云リ。レサノフハ本國を發せざる以前。國帝より軍艦をもて。日本へ遣をせる事なれば。西洋諸國北約束小て。何らかじめ通達なけバ。軍艦をそせさだぐよて。拘留をる事なる故。諸國へ檄文をまえし。此度日本へ交易ヒ儀。又。軍艦をつのえせバ。此艦よ妨げうけざ

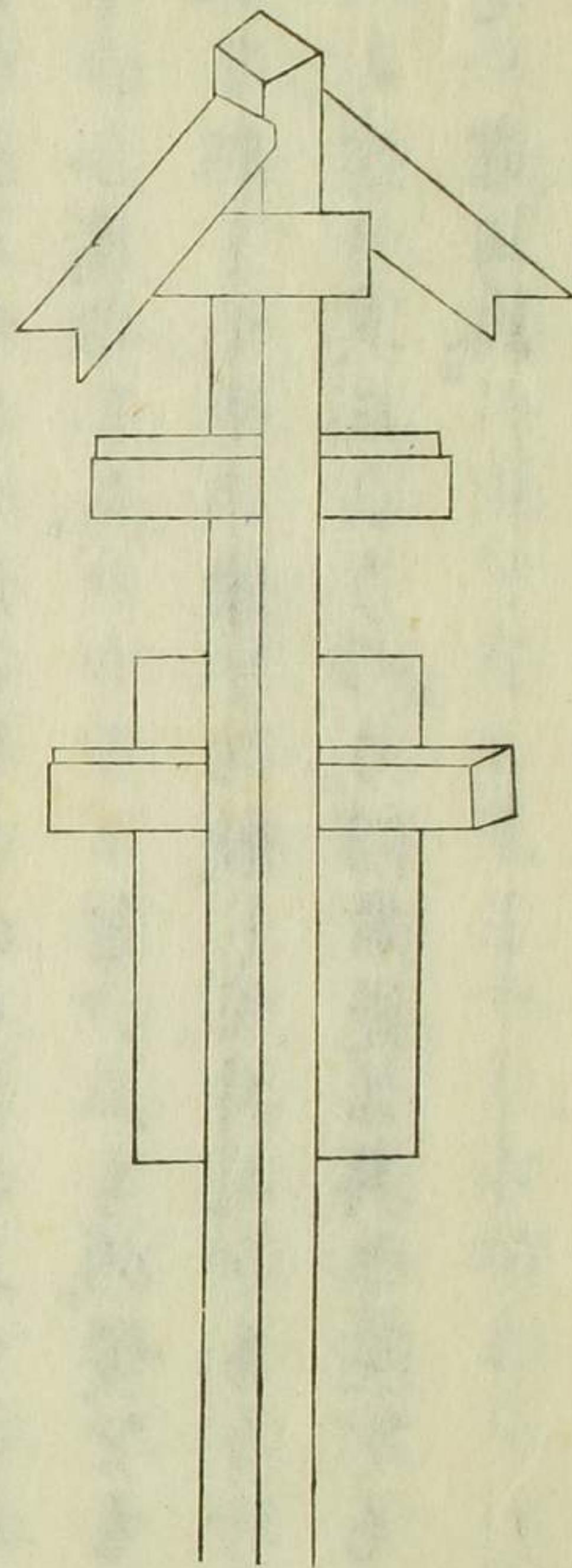
る賴狀をまえし。各國の王より請書をとて後。出帆せし事なれば。事比どくのいざるハ。外國ヨ對し面目なく。且牌符まで奪取かつされし上ハ。本國へ申己けなく。何とぞ別ふ功を建て。申己けの一助となさんと。氷海へ乗込。未人ハ見付ざる地よてもなりて。あれを見開き我勲となさん。死せばそきまでなりと決斷し。船をもせ入けるか寒甚しく。船子ども過半ハ凍死し。我ハ死せざればやむを得ば。又カムサツカへかつり來りし。たまく罪人六十人。アメリカへ遣をせる二船也。四十人と二十人と。乗たふなりしが。其者

どもよ命じ。日本人此度の所爲。いのよも口惜く。憤り
小たへり。彼地小寇をなし来るべし。若功あらべ都
比方へ。よき小申立んと。りければ。無頼の罪人とも
時を得そりと雀躍して。唐太嶋より來り。乱妨せしうど
も。その年ハ日本も二百十日を過たれば。歸るべきも
のハ。皆歸り盡せしもの事ふて。秋季よてハ往来通
せざるをもて。翌年の夏まで舟路開けざれば。誰より
て露西亞人の來り寇せしとハ知ざりし。翌年亦來
り擇捉島よ。乱妨をもそらけるふ。去年唐太の木とを
あれる者なけき。寇小来れるとを知もれかく。漂着

せし事小やと推量せし。不覺をとり。古來未ぞ。わら
ざる敗辱をとりて。露西亞人よ笑えれたり。有北紀聞
○露西亞の佛を倒を事

擇捉島よ。露西亞人の法を教へた。し。小蝦夷人ども
その像を頸よかけて信ぞるもの多し。中ふもシルシ
ヤムといふ處の。之名。ハウシヒといふもの。髪とも露
國の風小組にて。その像を信敬して。符咒をもうけ
りしき。追々其風ようつり。信者遂よ其寺院をも建
る事とハなりぬ。

十字架の圖



如此して三四寸程の角物高さ壹丈余り。處々文字を彫り建置て。これを朝暮より拜する事なり。よつて予其十字架等を抜倒して。そきより擇捉嶋の奥地カムイワツカオイと云處かいとりて。

天長地久 大日本國

かくの如き木標をぞ建ありける。此あるしを書くるハ。水戸藩中木村謙次といひて。予小志とづひ擇捉嶋へ渡りし人なり。然る小此時チユフ夷人。イチヤンケムシといふを。擇捉嶋へ来れり。此も北ラシヨワ嶋北産な。しげ。此度日本より切りひらきて。米酒煙草衣服よいたるまで。何足らざるといふものなく。擇捉ハ大ひよ繁昌の地となりしと聞て。其子イモン

ケセツクルとも小。つひよ歸化し。風俗をも變じたり
しうば。其イヤンケムシといふを改めて。市助と名づ
けたり。此も北かつて東察加地方へ徃來して。よく針
路をも辨へ。其鳴岐嶼泊の在處をど。知りあるよしな
れば。予これを聞より。米を紙上よろつめて。嶼の形
状を作らしめて講究し。擇捉の乙名ルリシヒ。および
イワレキイコルテク。ならびよ厚岸の乙名イコトイ。
およびハツコ等をえじめそ北外小も。志むくチユブ
中の諸島へ。徃來經回せし蝦夷人ハ。ハウシビタカロ
クイベツケウシなどいへる城集め。再三これを討

論し。そじめて其諸島の形勢を。つまびらうよもふ事
を得たり。續蝦夷草紙

○露西亞人渡來年譜

抑蝦夷が千嶋を。松前蝦夷のめぐりよ所とといへど
も。就中東蝦夷地は奥小多し。則國後嶼。擇捉嶼。得撫嶼。
新知嶼。占守嶼等の二十三嶋を。鳥蹄の如くよつぐく
なり。露西亞比東察加迄。續ある事なれば。終よ彼國よ
り蠶食して。嶼々に名をも付改めて属嶼となし。既よ
得撫嶼まで。露西亞人共来て住居せし故よ。公邊より
人城遣えし。是城さぐらしめ給ひける。其事をこし

て多が在ざる小因て。終小を國家の患あるべしとて。
寛政十年年よ御目付渡邊久藏胤。御使番大河内善兵
衛政壽。御勘定吟味役三橋藤右衛門成方をして。蝦夷
地巡見せしめ給ひ。其外十二月廿七日。御書院番頭松
平信濃守正明をして。蝦夷地警衛の事をぞ命せられ
ける。抑露西亞人共。是迄度々蝦夷地の奥嶋へ渡来せ
し年譜をあらべけるよ。

明和二己酉年。露西亞人イハンノイチと云もの。始て
ラシヨワ嶋よ至り。新知嶋よ越年也。

同三丙戌年。同人擇捉嶋へ渡来て。嶋中の様子を見

分し得撫嶋よ歸りて越年也。

同四丁亥年。同人得撫嶋より先々小渡嶋し。ラシヨワ
嶋の蝦夷人よ對して不法小及びぬ。

同五戊子年。露西亞人乗組の大船。得撫嶋の東浦ワニ
ナウよ渡来て越年す。

同六己丑年。露西人イハンホロシイチイカノフと云
もの。得撫嶋へ渡來に。

同七庚寅年。露西亞人共。得撫嶋よ於て。擇捉嶋の長夷
ヤ鉄炮小て打殺す。

同八辛卯年。擇捉嶋ラシヨワ嶋の蝦夷人等。徒黨し得

撫嶋小おひて。露西亞人數十人を殺害小れよぶ。
安永元壬辰年。露西亞人共マカナル、嶋よて。ラシヨ
ワ夷人の為小殺害せらる。

同二癸巳年。露西亞人等大船よて。得撫嶋へ渡来しけ
る程小。擇捉嶋より出稼の蝦夷人共をもじめ。國後
嶋のもの不殘歸嶋よ及びし。後小彼大船難風よ逢
て。得撫嶋の西浦アタツトイといふ所よて。破船小
たよびぬ。

同三甲午年。擇捉嶋の蝦夷人とも。得撫嶋へ渡海の處。
露西亞人乗組の船破船しければ。アタツトイ小住
居して。擇捉嶋の夷人と和談よおよびて。終よ交易
の道找開き初めたり。

同四乙未年。露西亞人共アタツトイよ滯留を。

同五丙申年。同滯留の處本國より。大船一艘得撫の東
浦ワニナウよ。渡来しけるよよりて。アタツトイ小
る處の露西亞人も。ワニナウよ來りて越年を。
同七戊戌年。露西亞人ケレトフセメテリヤウコヘツ。
其外大勢の者ども。露西亞國より通信通商の願と
して。得撫嶋より小舟よ乗組て。東蝦夷地キイタツ
フ内ノツカマフ内番所運上家よ至り。松前家の家

臣と應對の上より。本國才ホウツカへ歸帆し。其年
ル秋の末小至り。得撫嶋へ渡來を。

同八己亥年。露西亞人ケレトフセ其外のものども東
蝦夷地厚岸比内チクシユイと云處より至り。昨年申
立の趣を以て渡來の處。右願の趣を相叶をざる
よし。番所の役人共より申渡の上。船中糧米等の手
當有し。早速受納して。得撫嶋より渡て越年す。
同九庚子年。露西亞人ケレトフセメテリヤウコヘツ
等。乗組船をワニナウ。繫置し處。津波よりの大船。
同所の山手へ打上られて。溺死れものも數多のよ

し。此年十月の頃。得撫嶋西浦へウと云處へ。露西亞
國の大船流寄。其船中より壹人の死骸。其外露西亞の
國產の品々積入たり。

天明元辛丑年。ケレトフセ等。得撫嶋より小舟より乗組。
歸國のよし。

同四甲辰年。ケレトフセ等大船より乗組。先年山手へ打
上られありし。大船下げ方として得撫嶋小渡來を。
同五己巳年。露西亞人シヨンノスケ。イジヨウ。ハノカ
ケチの三人。得撫嶋より擇捉嶋より渡來して越年を。
同六丙午年。東蝦夷地廻嶋見分として。官吏最上徳内。

擇捉嶋小至て。露西亞國より來り居る處の三人の者よ應對よ及ぶ。其内ハノカケを。此年擇捉嶋より。小舟よ乗り。嶋傳ひよて歸國よれよぶ。

同七丁未年。露西亞人シヨンノスケ。イジヨウの兩人とも。擇捉嶋よやくより住居を。

同八戊申年。右二人の者も小舟よて。嶋傳ひよ歸國す。寛政四壬子年。露西亞國より。日本漂流人。伊勢國白子村の船師幸太夫。并炊き磯吉と云者を送て。東蝦夷地根室場所小渡來を。

同五癸丑年。右露西亞人共よも。箱館よ至り漂流人を

寛政七乙卯年。露西亞人ケレトフセ城初めとして。數十人大船小乗組。得撫嶋のワニナウへ渡來し。三十余人を上陸させて。残り直よ歸帆よ及ぶ。

同八丙辰年。露西亞人等得撫嶋よ住居し。東蝦夷地厚岸の長夷イコトイ始。其外の長夷等申合て交易城をじむ。

同九丁巳年。右同斷。

同十戊午年。右同斷。

同十一己未年。前同斷。今年東蝦夷地奥邊近。御用地と

文引渡。歸國を。

成る。

同十二庚申年。厚岸根室國後嶋の蝦夷人共。得撫嶋へ渡海の義差留よ相成。但擇捉嶋の夷人共も。渡海小及ぶといへども。交易の義を嚴敷差留らる。

享和元辛酉年。支配勘定格富山元十郎。御小人目付深山宇平太。得撫嶋へ渡海し。露西亞人ケレトフセ等小應對よ及びて歸る。

同二壬戌同三癸亥兩年。露西亞人共。得撫嶋よ滯居せといへども。蝦夷人等交易の義なし。

文化元甲子年。露西亞人共。得撫嶋より歸國の積りな

同りしげ。風順なくして同嶋よ越年モ。

同二乙丑年。露西亞人ケレトフセ病死。其外の者共歸國をべき旨。ラシヨワ嶋の夷人等と。應對し有しよし。

同三丙寅年。露西亞國大小の船両艘。唐太嶋よ渡来て乱妨よ及ぶ。酒米等其外の品々を奪ひ取。番家をはじめ藏々等を焼拂ひ。番人四人を捕らへて歸國モ。

同四丁卯年。右の露西亞船両艘。擇捉嶋へ渡來し乱妨よ及ぶ。紗那會所。并南部津輕両家比勤番所。及び藏

藏等を焼拂ひ。米酒其外諸品を奪取。番人ともを捕て。船より乗組せて出帆せしが。又唐太嶋より上陸し。其外利尻嶋沖合より日本船を焼拂ひ。擇捉の番人五郎次左兵衛を船より残し。其外のものを日本へ歸して歸國を。

同五戊辰年。露西亞の大船。東蝦夷地エトモより渡來し。白鳥の潤より於て船圍ひを。

同六己巳年。露西亞船。又エトモ小至り。松前沖等を乗廻る。

同八辛未年。露西亞國大船。擇捉嶋のアトイヤ小渡來

走。夫より出帆して。國後嶋のベトカと云處より入津
ハ。船長ゴロウヰンをはじめ。露西亞人土人共捕へ
て。國後詰合より松前へ送る。則松前より於て禁錮を。
同九壬申年。右の船再び國後嶋より至る。休明光記遺稿
帆。

年表

寛政五癸丑年三月。露西亞船始て松前より至り。漂民幸
太夫初三人を送り越え。始て通商城求むるなり。五
月。石川將監村上大學を遣され。信牌城授け退
帆。

文化元甲子年九月。露西亞船長崎より至る。使者レサ

ノツト信牌を持參書を呈す。遠山金四郎戦遣えされ。信牌を取上げ國法を示し退帆。

同三丙寅年八月。露西亞船擇捉より寇も。九月 唐太小寇も。

同四丁卯年三月。露西亞船唐太小寇し。酉藏福松富五郎深七四人戦捕へ去る。四月 擇捉より乱妨。番人五郎次を捕へ去る。五月 松前洋中より往来して。船物を掠め武器を奪ふ。六月 利尻の地方へ前の四人戦放し。書付を渡し明年又来るべき旨を云しなり。

同八辛未年四月。露西亞船擇捉より至る。五月 國後へ来る。是時甲必丹ゴロウイン初七人。ラソワ人壹人都合八人戦捕へ松前へ送る。

同九壬申年七月。露西亞船國後へ至る。センヘコタシ地方へ五郎次を放し。甲必丹以下八人戦取返しど度旨申含め越なり。八月 國後の沖にて。高田屋嘉兵衛を捕へ載せ去る。

同十癸酉年六月。露西亞船國後より至る。高田屋嘉兵衛を放し返す。諸事申含め越なり。是時高橋三平が召捕者の内。マタロス一人戦召連き。函館より國後

へ相越し。此壹人へ諸事申含め。船中へ遣そし一宿せしむ。彼方比ものは是よて。始て八人の者夫々手當も厚く。恙なく罷在を知るなり。然る上々其願よりせ。八人の者共差返しへきよ依て。先頃國後より掠去たる武器戦差戻し。其上過戦謝をるの證據文戦持參せんよ先速よ八人の者も渡そべし。尤此次ハ直よ松前へ来るべき旨を申含め遣そ。マタロス直小此方へ差返し退帆を。九月露西亞船函館ふ至る。船中甲必丹卫リコルト。伊爾蛤都哥酋長比書戦持參。是時函館よ於て。船中甲必丹卫クコルト。在留甲

必丹ゴロウイン兩人へ。松前奉行よりの諭書一通。吟味役よりの諭書一通を授け。請取書取之。八人共不殘引渡し遣そし退帆を。此退帆の時。通詞村上貞助上原熊次郎。實小彼船戦送て海上よ至る。是時来成年又来て。此度挨拶の書を賜り。依て國界を定め度旨を云しなり。

右ニ付翌文化十一成年正月。國界の事。此方ハ擇捉。道戦限り。得撫は空嶋を中間小置。其先新知よりと彼國と相心得べく旨。牧野備前守植村駿河守より御書取下る。然るよ此後彼國の船。遂よ来る事なき

よ依て右國界を立る事を此方計よて。彼國へハ達
モる事なし。得撫島の義書技

○新知島を露人竊よ服從せしむる事

近くも寶曆比度。露西亞人得撫島へ渡來。其内五拾人
程。霧多布よ罷越し。交易城願出たり。其砌露西亞人の
近年見出し由よて。國後嶋邊も。露西亞所有の色分の
る繪圖残出し見せし故。松前家来共咎よ。蝦夷人比
居る處も。露西亞比都近くよても。日本の所有なり。此
繪圖の色分ハ是心得グとし。古来より蝦夷グ千嶋と
いひ傳る島々ハ皆松前の所有なりと云ければ。露西

亞人尤も伏し。願出る交易比事も相成がたき旨をも
てかへしけり。然る小當年擇捉島へ。新知嶋の夷人三
人來り。皆露西亞比姿ふて髮ハ三組下し。着服も又露
西亞の仕立なれば。右三人を擇捉嶋よ留置。其もの小
問ける。十八九年前まで。蝦夷小て有しげ。露西亞
人參り服制相改めしと。然バ寶曆の度尤も伏し歸り
けれ共。竊よ服制を改めし事。相違無之見ゆ。休明光記

附錄

○唐太嶋處置評議の事

一唐太嶋地理是近相探り候事。天明の度始て比義よ

外事

○續

五一

て庵原彌六大石逸平罷越。其二三分を見及ぶ迄と
被相察候。此もの共儀當時死失仕。其後寛政の度和
田平太夫最上徳内。其二三分を探たる哉よ相聞候。
右兩人へ種々相尋候處。三ヶ條のみ比儀よて。一向
心得小相成べく義無之候。宗谷より纏十八里比海
渡よて。見渡の島よ有之候。東地根室より國後嶋を
見る如しと奉存候。諸亦唐太のもの共。蝦夷別種
小無之。寶曆以来松前家より家来も差遣せし後。寛
政度よ相成不絶差遣候趣よ有之。松前の屬嶋と辨
じ被在候よし。已ふ當時ハ唐太運上家も有之候得

共。一境界小引離きし譯よも無之候。山丹境の義是
适見及ぶもの無之候。

一山丹人唐太嶋へ交易よ罷越候由よて。其品を虫比
巣玉錦段織等僅小持來。臘虎皮と交易仕る由よ候。
夫逆も格別多人數罷越。交易仕る杯と申儀不相聞。
東地露西亞人罷越候分ハ。些少の義よ相聞候。

一滿州人の義。從来唐太まで罷越候事承及不申。風説
小ハ。山丹より滿州境小關川有之。山丹人来る節右
關小て改め。一屋鋪を設置其内小入。他出を許さば。
交易相濟候得ば。直み關を出をよしよ候。

一山丹人の立入を可_レ被_レ禁哉否_レ儀。是以國境の様子其事情等見極無_レ之内_レ。當否難申上。禁_レ此姿も相定兼候間。篤と其實地を極る迄_レ。先靜_レ小御處置を付。山丹界を見極候上_レ。其塙_レ越來らざる様取締を付。唐太地へ立入ざる様可_レ仕義。萬全の義_レ有_レ之候。

一此度御處置有_レ之逆。交易其外立合の事。俄_レ小相改めて_レ。事情小違ふべき義_レ然る間敷_レ。指置_レと申_レよ_レ無_レ之候得共。事情相探たる上_レ。自然_レ遠ざくる方_レ可_レ然奉_レ存候。扱山丹人_レ人品を相察_レする小_レ。至て野鄙

なる趣_レ。露西亞人杯_レハ風俗甚異かる哉_レ。相聞候。

一公然小交易の義相成ても。全以不可_レ然義_レ奉_レ存候。其實ハ追々斷切_レ比方可然奉_レ存候得共。先以其儘小_レて差置き。山丹比國境等汎能々見極。評論の上如何様小も可_レ相成義_レ有_レ之候。俄_レ小斷切_レて_レ其虛實見極兼候得_レ。先暫し從前_レ姿_レ被_レ差置_レ方_レ可_レ然哉_レ奉_レ存候。

一御創業以來。西國小限_レ外國交易_レ義。新_レ東國小始_レ事不容易_レ。尤_レ御義_レ付_レ相考候處。當時朝鮮

此義宗對馬守引請。公私交易の義も有之。殊ふ来聘
も仕格別此義も有之。山丹もそれと違ひ國境を
私來往すること數百年間の事みて差別ハ有之
候得共。交易被差許義も長崎も限り候へ。彼地小
ての交易不差許方可然奉存候。

一後來唱の義御賢慮此程御尤も奉存候。古今外夷と
交易此義ハ其費不少。唐太比交易ハ僅小錦玉類小
て。國用人命も預る品ハ無之。依て交易無之とも聊
差支ハ有之間敷候。唐太も別境界の形みて。山丹
人罷越念を入れるとの事故。捨置なば。又山丹人宗谷

よ来る節を。宗谷城も捨て次第も引退ふ至て。後
害となるハ勿論此義も有之。山丹境迄も何よりも日
本地故寸地とも捨る義不可然ハ勿論も候。又山丹
此境へ押入も不可然無境を守る事可宜奉存候。又
不毛の地も捨置候方可然との説も有之候得共。空
論奇妙此沙汰みて實事を不得哉も奉存候。併無人
國なれば。其義も可有之哉。候へども當時唐太比
義も。松前へ相属せる事も付。何きかも見極の上。取
締を附るの外無之義と奉存候。恐なむり北海竹嶋
を被捨ニ付。其節其地を争ひ候事故。彼是紛議の出

來候半事ハ御探察ハ上。格別の御沙汰ムモれアモざる儀ハ。今ム至テても如何の様ム唱ハる義ム有ス之ム候ハ。治世程云々ハ説起ハり候ハ。唐太ハ義ハ。口ハ蝦夷ハ地續キ同様ム候ハ。猶以テての義ム有ス之ム。如何様ムよも。山丹ハ城ヲ守ル方ハ。萬全ムの儀ハ奉存ハ候ハ。

一先年露西亞人ハ長崎ビ外交易無ム之趣ハ。委細ハ小申渡ハ候得。唐太ムて山丹ハとの交易ハ。外夷ハ小信ハ失フの義ハ。御尤ム奉存ハ候ハ。右交易ハ大小ハとなく斷リ切フの方ハ可然ム奉存ハ候ハ。松山丹境界見定ムる迄モ。數百年往来ハせしム付ハ。先今近ニ姿ハ被差置ハ。三四年内ム。

唐太國境ハの見極ムも出来可シ。其上ム御取捨可シ然義ム奉存ハ候ハ。當時朝鮮ハ對州ハ通路ム有ス之ム。山丹ハとハ差別ハ候得ども。外國相隣ク。同様ムの義ム奉存ハ候ハ。唐太ハ御料ムて。一般ム日本國中ハの御處置ハ候ハ。是迄松前家ムて。山丹人ハ真ムの交易仕ムも無ム之ム。唐太ハ蝦夷ハ。臘虎ハ皮ハ交易シ。まコ松前ムて交易仕趣ム候ハ間ハ。公私貿易被ム差許譯ムを無ム之ム候ハ。然ハ松前家上地ハ跡ハ可シ然ム輩ハ被下シ候トも。從前ムの通取計ハ可シ濟ム哉ム候ハ共ハ。右の振合ム相成テ。兼テ申上置ハ候ハ通ハ。蝦夷ハ地ハ御取締ハ往タ不可シ然ム奉ハ。

存候間。何をよも御處置無之て。相成申間敷存候へども。右交易よ於て。露西亞人は被仰渡も有之のこならば。公然の交易仕をよろしかる間敷。然ども右の仕来を。俄よ斷り切ハ暫く見合。唐太蝦夷の相對貿易を。先其儘差置とも。御直比御處置よて。さらよ交易を許さる。ふい當る間敷。蝦夷地の貿易を。數百年の仕来よ候得バ。露西亞人は被仰渡よハ。矛盾いたを間敷。蝦夷人と私の貿易ハ。暫寛小見置迄よて。公然と仕譯よも無之故。敢て害も有之間敷。猶亦其上よ見切仕。差捨比事相定るハ勿論。山丹の

勝手よ不相成様よ指揮候ハ。貿易も相止申べく。若尚相止ざる趣よ候ハ。其節比事情よ志とびひ。境を越来る義を勿論。滿州と山丹との如く嚴重よ可取計。其上よて勝手よ不相成交易よ候得を。斷切も容易く可有之。交易の義を。屹度禁止候方可然と相含。其場所取計候事。第一よ奉存候。右の通私共評議仕候よ付。御書取返上此段奉申上候以上。申十一月松平信濃守外三名。休明光記附錄

○タライカ土人取糺の事

タライカ頭分土人。アンマカ木クサ兩人。ワア

アレ御婦所へ来る節。承件廉書。

奥地土人共住居の箇所。何事よ不寄別義無之哉。

何事よよらば別義無御坐候。

問 満州人并山丹人交易として。其方共住居比方へ

来る事も無之哉。

答 满州人を近來參り不申。當春山丹人比内頭分來

る。其後何方よりも參り不申候。

問 當春中山丹人の内頭分比もの來りし趣。其名前

を何と云ものなる哉。

答 右頭分の者。カシンケシヌと申候。

問

其頭分比もの彼國比様子。并露夷杯の様子咄無

之哉。聞込たる廉もやらば。委細申聞をべし。

答

右頭分より彼國の様子種々承り候よ。滿州地方

を。

只今七分通ア。露夷よ押領せられ。武器等持

越嚴重よ備立。山丹ヘも前以入込。晝夜無差別交

易仕。粘皮壹枚遣し候得バ。木綿三丈五尺位ア

よも相成申べし。手當宜敷御坐候。其又因り入

候義も有之候旨。申聞候。

押領せられし。

問

右の義。滿州よも夫々役人も可有之よ。何故國を

外事

つ後卷九

答 满州よも夫々役人有之候間。追々掛合可申處。何故小國を渡候哉。相譯り不申候旨。其者の愚考少。

も。满州より支那邊にて。以前内乱有之よしよ付。右等よ廻り兼不得已事。國戎相渡候哉の趣申聞候。

問 满州へ露夷よて武器持渡るハ何故なるや。

答 間違よても出来候リ。直ヨ戰とも可致心得比よし。風聞有之候旨申聞候。

問 山丹人と露夷交易の節。手當宜敷候リ。喜ぶ筈の處。困り候義も有之とハ何等のことある哉。

答 手當を宜敷候へ共。昼夜相廻り夫々用向杯申付。聊れ間違よても有之節を。其咎といたし髪切。彼國れ風俗よ致し候様子。其外都て輕きもの共も。無理有之。誠よ困り候趣。呉々申聞候。且御國へ交易よ參り候。近々差留候様比義も難計。右等も困居候よし申聞候。

問 此國へ當今露夷移住致し居候得共。如何の譯よて移住いとし候哉。

答 此國へ露夷移住いたし候義。何等の譯よて移住致し候哉。別段咄も無御坐候。此義を私共比難儀

よて。朝夕心配仕居候義より御坐候。

彼方此時川上甚三郎へ向ひ。扱其御許義を。年來此御國より罷在候間。親とも存居申處。露夷何譯より參居候哉。罵と承り糺し。早々追拂ひ相返し可被。吳筈と奉存候處。何等の御懸合も無之。差置候義より如何比譯柄より御坐候哉。追拂候御取計奉願候。是非差置候義より御坐候り。土人共一同へ何事小不寄。彼是不申候様急度御申付置。被下度是亦奉願候。

當方至極尤比義申聞候。引拂方の義を。此方重き御役

人より。當今露西亞國へ御懸合中小有之候間。何を共不遠御沙汰も可有之候。若引拂不申。其方共始め附屬よいをし。此國より移住いとし候心得など申張候節。其方共如何可仕心得小候乎可申聞候。

彼方右彼等何程附屬致し候様。申聞候とも堅相斷。附屬不仕候間。是迄の通御撫育被成下候様奉願候。交易品々も年々差出候様可仕候間。吳々も是迄れ通り奉願候。

當方露夷より。無理より附屬いとし候様強く申聞。其方

共の申分聞入不申節ハ如何致し候心得小候哉。彼方右露夷無理の附属いとし候様申張。聞入不申候り。當方よても聞入不申心得候。其上強て右等の義申聞候リ。最早夫迄は義付。纔の人數より候得共。手向も仕候心得候。尤纔の人數の事故。負候義を眼前より御坐候。若當方御役人へ手向等よても可致哉も難計。其節ハ御呼出御坐候リ。タライカ近邊の土人ども不殘引連罷出。必御味方可奉申上乍恐奉存候間。非常の義も御坐候リ。御呼出奉願候。矢張御國よてそ。是迄此

通御撫育。并交易被成下候様奉願候。

嘗右申分至極尤の譯。左も可有之苦より候。纔の土人どもよも。神妙の申立奇特の事より付。アンマハシランケハトランケカネクサ右四人へ陣羽織壹枚づ。其外三人扶持。此方當國勤役中手限より遣し候間。割合配分可致候。

彼方種々御尋小付。有体奉申上候處。御手限被下もの。何共申上様無御坐。難有仕合奉存候。嘗往古より此國を。何きよて撫育いをし。何様いたし。土人共暮し居候哉。

彼方 往古の義を存不申候得共。聞傳ふを露國よりも
交易として奥地へ出張いたし居候事も有之候
様子。其節ハ土人ども極難澁よより毎ふ國乱
も有之。追々天罰みて露國はもの不殘相果し。其
後滿州より交易として相詰候様子。是以東ハタ
ライカ邊までよて御場所比方へ一切參り不
申。其後先程申上候通り。滿州ふを内亂續き。絶て
交易ふも參り不申。纔北山丹人のミ交易として
參り候處。都て品々高直みて取續出来兼。貨物代と
して土人共。山丹地へ被引連極難澁仕候間。當國

の土人共一同申合。日本へ御附属仕候間。御撫育
被成下候様奉願候處。御聞届よ相成。滿州山丹人
借賊不殘御拂被成下。是まで御撫育被成下置。相
續罷在候義よて別段往古より外國へ附属仕候
義ハ毛頭無御坐候。尤交易のミよて御撫育無之
暮居候義よ御坐候間。外國よて彼是申哉も難計
奉存候。併當方よりも何品よ不寄。差出品替よて
暮居候義よ付。彼是申候義ハ一切覺無之奉存候。
全日本御附属と相心得罷在候間。此段御承知被
成下置。此後逆も是迄の通り。御撫育被成下候様

後卷九

奉願候

當方先刻よりいろいろ申立比趣尤も相聞且不便
比事よ付重き御役人へも申立追て夫々御沙汰
の趣も可有之先休息并逗留等も十分よひども
べし。下畧未十月十七日北蝦夷地御用留

